

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	世耕 弘成 (自民)	木村 仁 (自民)	藤本 祐司 (民主)
理事	景山 俊太郎 (自民)	椎名 一保 (自民)	蓮 舫 (民主)
理事	森元 恒雄 (自民)	二之湯 智 (自民)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	山本 順三 (自民)	山崎 力 (自民)	澤 雄二 (公明)
理事	高嶋 良充 (民主)	吉村 剛太郎 (自民)	吉川 春子 (共産)
理事	内藤 正光 (民主)	伊藤 基隆 (民主)	又市 征治 (社民)
	小野 清子 (自民)	高橋 千秋 (民主)	長谷川 憲正 (国日)
	尾辻 秀久 (自民)	那谷屋 正義 (民主)	
	柏村 武昭 (自民)	平田 健二 (民主)	(18.2.1 現在)

(1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案14件（うち本院先議3件）、承認案件1件及び日本放送協会（NHK）の平成16年度決算の合計16件であり、いずれも可決、承認又は是認した。

また、本委員会付託の請願2種類12件は、いずれも保留となった。

〔法律案等の審査〕

公務員 労働者災害補償保険制度との均衡を図るため、通勤の範囲の改定等のための**国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案**は、通勤の範囲を改定するとともに、障害等級ごとの障害については人事院規則等で定めようとするもので、公務災害発生防止対策の拡充強化、公務災害認定の迅速化、メンタルヘルス対策の現状と対策の強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。また、国家公務員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させる制度等を整備しようとする**国家公務員の留学費用の償還に関する法律案**（先議）については、留学中及び留学後の早期離職の実態、留学制度の本質的な改善の必要性、労働基準法上の賠償予定禁止との整合性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。さらに、**国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案**は、同法に基づく交流採用の一層の拡大を図るため、交流元企業との雇用関係が継続している者の交流採用を可能とする等の改正を行おうとするもので、交流による癒着の防止及び行政の中立性の確保、天下り規制の強化と交流推進の在り方、官民交流の意義と目的達成のための具体策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人 **独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案**は、今年の

常会に提出され、衆議院において前臨時会から継続審議となっていたものであるが、情報通信技術分野の中核的研究機関である同機構が、より一層効率的かつ効果的に業務遂行ができるよう、その組織形態をいわゆる非公務員型の独立行政法人としようとするものであり、**独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案**は、国の消防機能の強化を図るため、同研究所を解散し、その事務を国が引き継ごうとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、機構を非公務員型の独立行政法人とする意義、日本標準時の新システム導入と機構職員の非公務員化との関連、国の消防機能の強化目的と研究所職員半減との整合性、非公務員化に伴う職員の雇用確保等について質疑が行われ、情報通信研究機構法改正案については討論の後、多数をもって可決され、消防研究所解散法案については全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

地方税財政 平成17年度補正予算により増額された地方交付税額について、その一部を同年度内に交付しないで、平成18年度分の地方交付税の総額に加算して交付できることとする平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案は、景気の現状と地方の財政状況、補正増額分を次年度に繰り越す理由とその是非、豪雪被害に対する特別交付税の繰上げ交付の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

「三位一体の改革」を踏まえて提出された**地方税法等の一部を改正する法律案**は、国から地方公共団体への税源移譲を行うため、個人住民税の税率の見直し及び所得譲与税の増額を行うとともに、定率減税の廃止、平成18年度の固定資産税の評価替えに伴う固定資産税等の税負担の調整等の改正を行おうとするものである。また、**地方交付税法等の一部を改正する法律案**は、平成18年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等の改正のほか、地方交付税の単位費用の改正等を行おうとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、「三位一体の改革」の総括、地方財政計画の適正な歳出見積りによる交付税総額の確保、地域間の税収格差の拡大とその是正に向けた方策、団塊の世代の大量退職が地方財政に与える影響、税源移譲に伴い税収が減る自治体への対応等について質疑が行われ、討論の後、両法律案は多数をもって可決された。なお、地方税法等改正案に対し、附帯決議が付された。

地方行政・消防 災害の多様化等に対応した市町村の消防の体制の整備及び確立を図るため、**消防組織法の一部を改正する法律案**（先議）は、自主的な市町村の消防の広域化を推進しようとするものであり、委員会においては、地域の実情に応じた消防の広域化の在り方、広域化された消防本部と市町村及び消防団等との連携、消防の広域化に伴う財政上の措置等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。また、**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**（先議）は、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写

しの閲覧制度を見直し、あわせて偽りその他不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化しようとするものである。委員会においては、三鷹市役所に現地視察を行ったほか、参考人の意見を聴取するとともに、閲覧制度を原則公開から原則非公開に改める理由、市町村が公益性の判断を適切に行うための方策、住民票の写しの交付制度を今回改正しない理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。次に、**電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案**は衆議院において継続審査となっていたものであるが、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大する等の措置を講じようとするもので、利用者の視点に立った電子申請の普及促進策、団体署名検証者を定める基準と確認体制、司法書士等の士業団体を署名検証者とする理由等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

さらに、地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、**地方自治法の一部を改正する法律案**は、地方制度調査会の答申にのっとり、副知事及び助役制度並びに出納長及び収入役制度を見直し、地方六団体に対する情報提供制度を創設するとともに、議長の臨時会の招集請求に関する規定を設ける等議会制度の充実を図り、あわせて中核市の指定要件の緩和等の措置を講じようとするものである。委員会においては、地方の自主性・自律性の一層の拡大、専門家の調査の活用、議会事務局の充実等地方議会の強化、地方六団体に対する情報提供制度の適切な運用等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。また、**地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案**は、市町村合併の進展等による地方議会議員年金の財政状況を踏まえ、同制度の長期的安定を図るため、退職年金等の給付の水準を引き下げる等の措置を講じようとするもので、地方議会議員年金制度の意義と役割、地方議会議員共済会の組織の在り方、地方議会の人材確保と議員年金の給付水準等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

NHK・情報通信 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK平成18年度予算）は、一連の不祥事を契機とした受信料の不払い・保留の増大により、受信料収入は前年度に比べ538億円の減収を見込み、事業計画においては、改革・新生に向けた3か年計画の初年度として、組織及び業務の見直し等が盛り込まれた。委員会においては、視聴者の信頼回復と受信料公平負担の確保、公共放送の在り方と財政基盤の確立、経営委員会の更なる機能強化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。また、**日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書**（いわゆるNHK平成16年度決算）は、会計検査院の検査において「職員の不正行為によ

る損害が生じたもの」等の不当事項が付されたものであった。委員会においては、不祥事の再発防止の徹底と信頼回復への取組、受信料支払の現状と国民・視聴者の理解が得られる受信料制度の在り方、内部監査充実に向けた施策の確立等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって是認された。さらに、**電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案**は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を引き続き講ずることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、同法の廃止期限を、平成23年5月31日まで5年間延長しようとするもので、我が国のブロードバンドインターネットの整備状況、基盤法の実績と評価、情報格差の解消方策等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月1日、第163回国会閉会後の1月16日、17日の両日、愛媛県において実施した行財政状況、情報通信及び郵政事業等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月9日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策について竹中総務大臣から所信を聴取し、平成18年度総務省関係予算について菅総務副大臣から、平成18年度人事院業務概況及び関係予算について佐藤人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

3月14日、竹中総務大臣の所信及び平成18年度人事院業務概況について、総務大臣が設置した懇談会の目的、国と地方の事務分担に合わせた財源配分の在り方、通信と放送の融合時代における通信の秘密と放送の公共性の確保等の質疑を行った。

平成18年度地方財政計画に関する件について竹中総務大臣から概要説明を聴いた後、山崎総務副大臣から補足説明を聴いた。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成18年度内閣所管（人事院）、総務省所管（公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、「三位一体の改革」後の地方分権改革の進め方、国家公務員の給与・退職手当等に関する官民比較調査の状況、集配郵便局の集約とサービス水準の維持等の質疑を行った。

3月27日、地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

3月28日、独立行政法人の組織・業務の見直しに関する決議を行った。

5月11日、通信と放送の在り方に関する件について参考人東洋大学経済学部教授・通信・放送の在り方に関する懇談会座長松原聡君、慶應義塾大学商学部教授井手秀樹君及び株式会社テレビ新潟放送網取締役相談役・社団法人地上デジタル放送推進協会前理事長北川信君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

また、通信と放送の在り方に関する件について、通信・放送の融合時代における著作権保護の在り方、情報通信分野における競争政策の基本的考え方、懇談会報告の政

府における取扱い等の質疑を行った。

6月15日、日本放送協会の再生・改革に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成18年2月1日(水)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成18年2月3日(金)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 椎名一保君(自民)、那谷屋正義君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(閣法第1号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国日

○平成18年3月9日(木)(第3回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について竹中総務大臣から所信を聴いた。
- 平成18年度総務省関係予算に関する件について菅総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成18年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について佐藤人事院総裁から説明を聴いた。

○平成18年3月14日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成18年度人事院業務概況に関する件について竹中総務大臣、佐藤人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政公社執行役員塚田爲康君及び同公社理事西村清司君に対し質疑を行った。

[質疑者] 森元恒雄君(自民)、高嶋良充君(民主)、内藤正光君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

- 平成18年度地方財政計画に関する件について竹中総務大臣から概要説明を聴いた後、山崎総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）
以上両案について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月16日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）
以上両案について竹中総務大臣、山崎総務副大臣、野上財務大臣政務官、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。
〔質疑者〕高橋千秋君（民主）、那谷屋正義君（民主）、平野達男君（民主）、山本順三君（自民）、森元恒雄君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

○平成18年3月22日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣所管（人事院）、総務省所管（公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫）について竹中総務大臣、政府参考人、参考人日本郵政公社副総裁高橋俊裕君及び同公社理事山下泉君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕二之湯智君（自民）、藤本祐司君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第9号）（衆議院送付）
独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）
以上両案について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月23日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第9号）（衆議院送付）
独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）
以上両案について竹中総務大臣、山崎総務副大臣、政府参考人及び参考人独立行政

法人情報通信研究機構理事大森慎吾君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕 蓮舫君（民主）、那谷屋正義君（民主）、景山俊太郎君（自民）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年3月27日（月）（第8回）

- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第21号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国日

（閣法第22号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国日

なお、地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

○平成18年3月28日（火）（第9回）

- 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第9号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（第163回国会閣法第9号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国日

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第24号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国日

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人の組織・業務の見直しに関する決議を行った。

- 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月29日（水）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について竹中総務大臣、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人地方公務員災害補償基金理事長杉原正純君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 那谷屋正義君（民主）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

(閣法第25号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国日
反対会派 なし

○平成18年3月30日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第2号)(衆議院送付)について竹中総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長橋本元一君から説明を聴き、同大臣、塩崎外務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会理事小林良介君、同協会会長橋本元一君、同協会理事小野直路君、同協会理事原田豊彦君、同協会理事西山博一君、同協会理事中川潤一君及び同協会経営委員会委員長石原邦夫君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕景山俊太郎君(自民)、柏村武昭君(自民)、森元恒雄君(自民)、椎名一保君(自民)、山本順三君(自民)、二之湯智君(自民)、内藤正光君(民主)、藤本祐司君(民主)、高橋千秋君(民主)、蓮舫君(民主)、澤雄二君(公明)、魚住裕一郎君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(閣承認第2号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、国日
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年4月6日(木)(第12回)

- 消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第87号)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月11日(火)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第87号)について竹中総務大臣、山崎総務副大臣、赤松厚生労働副大臣、古屋総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕景山俊太郎君(自民)、木村仁君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、高橋千秋君(民主)、又市征治君(社民)

(閣法第87号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、国日
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年4月13日(木)(第14回)

- 国家公務員の留学費用の償還に関する法律案(閣法第86号)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月18日(火)(第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員の留学費用の償還に関する法律案(閣法第86号)**について竹中総務大臣、谷人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政公社理事佐々木英治君及び同公社常務執行役員塚田爲康君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕伊藤基隆君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、吉川春子君(共産)、福島みずほ君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(閣法第86号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国日

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年4月20日(木)(第16回)

- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第64号)**について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年4月25日(火)(第17回)

- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第64号)**について参考人中央大学大学院法務研究科教授・一橋大学名誉教授堀部政男君、特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス室長三木由希子君及び社団法人日本マーケティング・リサーチ協会会長田下憲雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕木村仁君(自民)、蓮舫君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第64号)**について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕景山俊太郎君(自民)、椎名一保君(自民)、二之湯智君(自民)、蓮舫君(民主)、那谷屋正義君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

○平成18年4月27日(木)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第64号)**について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕内藤正光君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)

(閣法第64号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国日

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月9日（火）（第19回）

- 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年5月11日（木）（第20回）

- 通信と放送の在り方に関する件について参考人東洋大学経済学部教授・通信・放送の在り方に関する懇談会座長松原聡君、慶應義塾大学商学部教授井手秀樹君及び株式会社テレビ新潟放送網取締役相談役・社団法人地上デジタル放送推進協会前理事長北川信君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 柏村武昭君（自民）、鈴木寛君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 通信と放送の在り方に関する件について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 景山俊太郎君（自民）、森元恒雄君（自民）、鈴木寛君（民主）、内藤正光君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

○平成18年5月16日（火）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について竹中総務大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会理事小野直路君及び同協会理事中川潤一君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 山本順三君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、平田健二君（民主）、長谷川憲正君（国日）

（閣法第23号）賛成会派 自民、民主、公明、国日
反対会派 共産、社民

- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第8号）（衆議院送付）について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月18日（木）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第8号）（衆議院送付）について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 森元恒雄君（自民）、藤本祐司君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

(第163回国会閣法第8号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日
反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月23日(火)(第23回)

- 地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月30日(火)(第24回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)について竹中総務大臣、山崎総務副大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社理事山下泉君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕木村仁君(自民)、二之湯智君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、高橋千秋君(民主)、那谷屋正義君(民主)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(閣法第57号) 賛成会派 自民、民主、公明、国日
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月1日(木)(第25回)

- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月6日(火)(第26回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕二之湯智君(自民)、高嶋良充君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(閣法第59号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日
反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月8日(木)(第27回)

- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第75号)(衆議院送付)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月13日(火)(第28回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について竹中総務大臣、山口内閣府副大臣、谷人事院総裁、政府参考人及び参考人日本郵政公社常務執行役員塚田爲康君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 森元恒雄君（自民）、内藤正光君（民主）、藤本祐司君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

（閣法第75号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、国日
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月15日（木）（第29回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書について竹中総務大臣、参考人日本放送協会会長橋本元一君及び会計検査院当局から説明を聴き、竹中総務大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長橋本元一君、同協会理事原田豊彦君、同協会副会長永井多恵子君、同協会理事小野直路君、同協会理事衣奈丈二君、同協会理事小林良介君及び同協会理事中川潤一君に対し質疑を行い、討論の後、是認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 山本順三君（自民）、柏村武昭君（自民）、二之湯智君（自民）、高橋千秋君（民主）、蓮舫君（民主）、藤本祐司君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

（NHK平成16年度決算）賛成会派 自民、公明、国日
反対会派 民主、共産、社民

- 日本放送協会の再生・改革に関する決議を行った。
- 請願第1706号外11件を審査した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、平成17年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額（1兆3,516億円）について、普通交付税の増額（609億円）を行った上で、残余の額（1兆2,908億円）を同年度内に交付しないで、平成18年度分として交付すべき地方交付税の総額に加

算して交付することができることとするものである。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

- 1 所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲を行うため、個人住民税の税率を見直し、道府県民税所得割の税率を4%、市町村民税所得割の税率を6%とする。
- 2 定率減税については廃止する。
- 3 1、2の改正は、平成19年度分の個人住民税から適用する。

二、土地税制の改正

1 不動産取得税

土地及び住宅に係る税率を本則4%から3%に引き下げる措置を平成21年3月31日まで延長する。

2 固定資産税及び都市計画税

イ 商業地等に係る条例減額制度を延長する。

ロ 負担水準が低い土地についての負担調整措置を見直し、負担水準の均衡化を一層促進する措置を講じる。

三、地方たばこ税の改正

道府県たばこ税について1,000本あたり105円、市町村たばこ税について1,000本あたり321円、税率をそれぞれ引き上げる。

四、所得譲与税の改正（所得譲与税法の一部改正）

- 1 平成18年度の所得譲与税は、総額を3兆94億円とし、都道府県に対して2兆1,794億円を、市町村に対して8,300億円をそれぞれ譲与するほか、譲与基準を見直す。
- 2 平成18年度をもって所得譲与税法を廃止する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成18年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、国民がゆとりと豊かさを実感できる個性と活力に満ちた地域主権型社会への転換を図ることができるよう、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、課税自主権を尊重しつつ、地方が自らの判断と財源によって創意工夫に富んだ地域づくりを行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、税源移譲を含め国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の拡充強化を図ること。

二、地方への税源移譲については、3兆円の税源移譲に終わることなく、税源偏在の少ない安定的な地方税体系を確立する方向で今後も改革を進め、地方公共団体の裁量権・自

- 主判断権を拡充すること。また、適正な徴収を確保するための体制整備に努めること。
- 三、固定資産税は、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえ、その安定的確保と課税の公平の観点から、負担水準の均衡化・適正化を推進するとともに、納税者の負担感にも配慮すること。
- 四、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。
- 右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、平成18年度分の地方交付税の総額の特例

平成18年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額、臨時財政対策のための特例加算額、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金及び同特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払額を控除した額15兆9,073億円とする。

二、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例等

平成19年度から平成33年度までの間における、国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正する。

三、基準財政需要額の算定方法の改正

平成18年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、算定を簡素化するため補正係数の見直しを行う。

四、平成19年度以降の地方交付税の総額の改正

法人税の収入額に対する地方交付税の率を34%とする。

五、地方財政法の一部改正

平成18年度から平成27年度までの特例措置として、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けて、退職手当の財源に充てるための地方債を発行することができる。

六、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備に係る財政上の特別措置を引き続き講ずる。

七、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

- 1 児童手当の拡充に伴い児童手当特例交付金を創設する。
- 2 税源移譲予定特例交付金を廃止する。
- 3 減税補てん特例交付金については、平成19年度の総額は4,000億円、平成20年度の総額は2,000億円とし、平成21年度に廃止する。

八、地方公務員等共済組合法の一部改正

地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例を、平成18年度においても適用する。

九、施行期日

この法律は、一部を除き、平成18年4月1日から施行する。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を引き続き講ずることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、電気通信基盤充実臨時措置法が廃止するものとされる期限（平成18年5月31日まで）を平成23年5月31日まで5年間延長する。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ごうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人消防研究所（以下「研究所」という。）は、この法律の施行の時ににおいて解散し、その資産及び債務は、その時ににおいて国が承継し、一般会計に帰属する。
- 二、研究所の平成17年度に係る財務諸表の作成等については、総務大臣が従前の例により行い、業務の実績評価は総務大臣が受ける。
- 三、独立行政法人消防研究所法は、廃止する。
- 四、この法律の施行の際現に研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日において、消防庁の相当の職員となる。
- 五、この法律は、平成18年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐに当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一、新しい災害や被災の様相の変化に対応する消防防災の科学技術の向上が急務とされていることを踏まえ、独立行政法人消防研究所が果たしてきた機能を損なうことのないよう、今後においても、その充実・強化を図るとともに、行政評価制度の活用等により、業務の継続的向上が図られるよう、特に留意すること。
- 二、安心・安全に暮らせる社会を目指し、消防防災科学技術の振興を図るため、消防本部の研究部門や大学との共同研究などの連携を推進すること。

右決議する。

通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、労働者災害補償保険制度との均衡を図るため、通勤の範囲を改定するとともに、労働者災害補償保険制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、障害等級ごとの障害について、人事院規則又は総務省令で定めることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動及び単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動を通勤の範囲に加える。
- 二、障害等級ごとの障害について、国家公務員災害補償法にあつては人事院規則で、地方公務員災害補償法にあつては総務省令で定める。
- 三、この法律は、平成18年4月1日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

【要旨】

本法律案は、地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、副知事及び助役制度の見直し
 - 1 市町村の助役に代えて、市町村に副市町村長を置く。
 - 2 副知事及び副市町村長の職務として、地方公共団体の長の命を受け、政策及び企画をつかさどること並びに長の権限に属する事務の一部について、委任を受け、事務を執行することを追加する。
- 二、出納長及び収入役制度の見直し
出納長及び収入役を廃止し、一般職の会計管理者を置く。
- 三、監査委員制度の見直し
識見を有する者から選任する監査委員の数を、条例で増加することができることとする。
- 四、財務に関する制度の見直し
 - 1 クレジットカードによる地方公共団体への使用料等の納付の方法を定める。
 - 2 行政財産の貸付け又は私権の設定ができる場合を拡大する。
 - 3 信託することができる財産の範囲を普通財産に属する国債等の有価証券にまで拡大する。
- 五、長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の創設
各大臣は、地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方公共団体の長又は議会の議長の全国的連合組織が内閣に対して意見を申し出ることができるよう、その当該連合組織に施策の内容となるべ

き事項を知らせるために適切な措置を講ずる。

六、議会制度の充実

- 1 議会は、学識経験を有する者等に専門的事項に係る調査をさせることができることとする。
- 2 議長の臨時会の招集請求に関する規定を設ける。
- 3 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止する。
- 4 委員会の議案提出権を認める。

七、中核市の指定要件の緩和

中核市の指定の要件のうち面積に係る要件を廃止する。

八、施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、三及び七については公布の日から、四から六については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 地方分権を着実に推進するためには、事務・権限の移譲の推進、国の個別法令・制度における地方の自由度の拡大、並びに地方税財政制度の改革が重要な課題となっていることから、これらについて具体的に推進するための方策について検討すること。
- 二 地方公共団体の自主性・自律性を高める観点から、国の法令による地方公共団体の事務の義務付け、事務事業の執行方法・執行体制に対する枠付け及び関与について点検し、適切な見直しを進めるとともに、今後制定する法令については、極力このような義務付け等を縮小すること。
特に、自治事務については、原則として、国は制度の大枠を定めることに留め、地方公共団体が企画立案から管理執行に至るまで条例等により行うことができるようにすること。
- 三 長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の運用に当たっては、国と地方の意見交換を実質的に担保できるようにするため、事前の適切な時期に、関連する資料を添えてその施策の内容を通知することを徹底すること。
- 四 地方議会の機能の充実強化を図るため、議決事件の拡大、調査権・監視権の強化、議会の内部組織権の拡充、議会の独立性の確保のため必要な議長権限の付与等について、引き続き検討を行うこと。
- 五 行政委員会制度については、地方の自主性・自律性を拡大するため、必置規定の見直し、組織・運営の弾力化等について、地方公共団体の実態を十分に踏まえ、引き続き検討を行うこと。
- 六 住民投票制度については、対象とすべき事項、長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力の在り方等について、引き続き検討を行うこと。

右決議する。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第59号）

【要旨】

本法律案は、市町村合併の進展等による地方議会議員年金の財政状況を踏まえ、地方議会議員年金制度の長期的安定を図るため、退職年金等の給付の水準を引き下げる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方議会議員の退職年金等の年額等の見直し

- 1 退職年金及び退職一時金の給付水準をこれまでの8分の7に引き下げるとともに、在職加算年数の上限を30年とする。
- 2 高額所得者に係る退職年金の一部支給停止について、支給停止の基準となる所得金額を500万円に引き下げるとともに、支給停止の方法を基準を超える額の2分の1に相当する額の停止とする。

二、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政単位の一元化

市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政計算を一本化し、両共済会の間で財政調整を行うとともに、移換金制度を廃止する。

三、施行期日等

- 1 この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、二は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に対する退職年金等の年額の算定等に関する経過措置を定める。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、地方議会議員共済会の財政状況が悪化していることを踏まえ、当面、制度の安定的な運営を確保するため、今回の制度改正による収支の改善状況及び市町村合併等による地方議会議員数の変動等に十分留意しつつ、今後とも、必要に応じ、財政再計算に基づく対応措置を適時適切に講ずること。

二、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政単位の一元化を図るに当たっては、その円滑な推進に努めるとともに、両共済会の組織の統合を含め、地方議会議員共済会の組織の在り方について検討を進めること。

三、地方議会議員の年金制度については、地方制度改革や官民の公的年金制度の見直しの動向、地方財政の状況、地方議会議員に幅広く有為な人材を確保する必要性、一般の国民や公務員との均衡などの観点等を踏まえ、国民の納得が得られるものとするを基本として、引き続きその在り方について検討を行うこと。

右決議する。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（先議）

【要旨】

本法律案は、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一

部の写しの閲覧の制度を見直し、あわせて偽りその他不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができることとするとともに、閲覧の際の手續等を整備する。
- 二、個人又は法人が住民基本台帳の一部の写しを閲覧することができる場合を、次の1及び2等に限定するとともに、閲覧の際の手續等を整備する。
 - 1 統計調査、世論調査等のうち公益性が高いと認められるもの
 - 2 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの
- 三、偽りその他不正の手段による閲覧等に対する制裁措置を強化する。
- 四、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一、住民基本台帳の閲覧の公益性に関する市町村の判断に資するため、事例の収集と市町村への提供等に努めるとともに、全国的に閲覧制度の実施状況を調査し、結果を公表すること。また、市町村が、公益性の判断について、厳格かつ公正な審査を行えるよう、市町村間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めること。
 - 二、住民基本台帳の閲覧制度の見直しを踏まえ、閲覧の手数料について、閲覧制度の事務処理に要する適正な額を設定するよう、市町村に対し見直しの趣旨を周知すること。
 - 三、住民票の写しの交付制度については、個人情報保護の観点から、さらに厳格な運用を確保するよう努めるとともに、制度の見直しを早急に検討すること。
 - 四、行政機関の保有する個人情報漏えい事件が頻発していることにかんがみ、住民基本台帳法関係事務の運営に当たっては、データ保護及びコンピュータ・セキュリティの確保等について徹底した管理に努め、責任体制を明確化する等、個人情報保護に万全の措置を講ずること。
- 右決議する。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第75号)

【要旨】

本法律案は、最近における国と民間企業との間の人事交流の状況にかんがみ、交流採用の拡大を図るため、交流採用をする者について交流元企業との雇用関係を一定の要件の下に継続することができるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、交流採用の対象として、民間企業に現に雇用されている者であって、この法律の規定により当該雇用関係を継続することができるものを加える。

- 二、民間企業に現に雇用されている者の交流採用に当たっては、任命権者は、当該民間企業との間で任期中における雇用及び任期が満了した場合における雇用に関する取決めを締結しておかなければならないこととし、当該取決めにおいては、任期中における雇用に基づき、原則として、賃金の支払その他の給付を行うことを内容として定めてはならないこととする。
- 三、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一、国と民間企業との間の人事交流制度の目的が、行政課題に柔軟・的確に対応できる人材の育成及び行政運営の活性化であることを踏まえ、その実施状況を十分に把握し、政策評価を積極的に行うこと。
 - 二、全体の奉仕者としての公務員の基本的性格にかんがみ、国と民間企業との間の人事交流の促進が、公正な公務運営に疑念を招くことのないよう十分に配慮すること。
- 右決議する。

国家公務員の留学費用の償還に関する法律案（閣法第86号）（先議）

【要旨】

本法律案は、国家公務員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させる制度等を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国の一般職の職員が、留学中に離職した場合には、国が支出した留学費用の総額を、留学の終了後5年以内に離職した場合には、国が支出した留学費用の総額に留学の終了後の在職期間に応じて100分の100から一定の割合で逡減するように人事院規則で定める率を乗じて得た金額を、それぞれ償還させる。
- 二、留学の終了後の在職期間に含まない期間、適用除外となる離職、特別職国家公務員等となった者に関する特例等を定める。
- 三、防衛庁職員及び裁判所職員、特定独立行政法人及び日本郵政公社の職員並びに地方公共団体の職員についても、国の一般職の職員に対する措置に関する規定を準用すること等を定める。
- 四、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、留学費用の償還に関する規定は、施行後に留学を命ぜられた国家公務員について適用する。

【附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一、行政官長期在外研究員制度等の派遣研修の運営に当たっては、研修の実効性を確保するとともに、制度に対する国民の信頼を確保し、もって公務の能率的な運営に資するよ

- う計画を立案し、実施すること。
- 二、派遣研修の実施に当たっては、幅広い視野や専門性を備えた幹部要員を育成し処遇する観点から、採用試験の種類及び区分にとらわれない選抜審査を行うよう努めること。
また、派遣先についても、派遣研修の趣旨が活かせるよう十分配慮すること。
 - 三、派遣研修を実施したときは、研修計画の改善、職員の活用その他の人事管理に資するため、その効果を把握するとともに、記録を適切に作成し、その公表を行うこと。
 - 四、国家公務員の留学の趣旨が、その成果を公務に活用することであることにかんがみ、人事院は行政官長期在外研究員等の適正な選抜審査に努め、各府省の長は職員を留学させるに当たり、当該職員が留学中又は留学終了後早期に離職することのないよう十分配慮すること。
 - 五、人事院は、研修の適切な実施を確保するため、その総合的な企画並びに各府省が実施する研修に関する調整、指導及び助言を積極的に行うほか、その実施状況について調査を行うとともに、報告を求めること。
右決議する。

消防組織法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（先議）

【要旨】

本法律案は、災害の多様化等に対応した市町村の消防の体制の整備及び確立を図るため、自主的な市町村の消防の広域化を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、市町村の消防の広域化

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

二、基本指針の策定

消防庁長官は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針を定める。

三、推進計画の策定等

- 1 都道府県は、基本指針に基づき、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、自主的な市町村の消防の広域化を推進する等のための推進計画を定める。
- 2 推進計画は、自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項のほか、広域化対象市町村の組合せ等について定める。
- 3 都道府県知事は、広域化対象市町村から求めがあったときは、市町村相互間における必要な調整を行う。
- 4 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行う。

四、広域消防運営計画の作成等

- 1 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議によ

り、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成する。

- 2 広域化対象市町村が広域消防運営計画を作成するために協議会を設ける場合には、当該協議会には、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を会長又は委員として加えることができる。

五、国の援助及び地方債の配慮

- 1 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行う。
- 2 広域化対象市町村が推進計画に定める組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるための地方債について、特別の配慮を行う。

六、施行期日及び経過措置

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 消防長であった者の階級に関する経過措置を定める。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一、消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、基礎自治体である市町村がまずその任に当たる市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないようにすること。
- 二、市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員に情報を開示し、意見の反映が図られるよう指導すること。
- 三、消防の広域化は、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであり、消防署の統廃合や消防職員の削減につながるものがないよう、消防の広域化の趣旨を周知徹底すること。
- 四、広域化された消防本部と市町村の防災部局との連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図ること。
- 五、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費については、人的・物的確保に支障が生ずることのないよう、地方債をはじめ、所要の十分な財政的支援を講ずること。

右決議する。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案 (第163回国会閣法第8号)

【要旨】

本法律案は、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用

の更なる促進を図るため、行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲の拡大

1 電子署名の検証を行う署名検証者の範囲を拡大し、次のイ及びロを加える。

イ 行政機関等に係る申請、届出その他の手続に関する業務を行う者として指定し、登録し、認定し、又は承認した者

ロ 行政機関等及び裁判所に係る申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体で政令で定めるもの

2 団体署名検証者・署名確認者制度の創設

署名確認者（法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に係る申請、届出その他の手続を行う者等）が利用者の電子証明書の有効性確認の請求を団体署名検証者（署名確認者の所属団体等）に行い、団体署名検証者から効力を失っていないことの確認結果を得ることができる制度を創設する。

二、都道府県から指定認証機関への委任事務の追加

都道府県から指定認証機関への委任事務に認証事務の附帯事務を追加する。

三、自己の認証業務情報の開示に関する事務の規定の見直し

指定認証機関にその認証事務を行わせることとした都道府県知事は、自己の認証業務情報の開示に関する事務を行わないこととする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、住民の利便性の向上及び行政の合理化を推進する観点から、公的個人認証サービスを基盤とした電子申請等の手続の普及を進めるとともに、地域間格差が生じないよう地方公共団体に対し、必要な支援を行うこと。

また、利用者の視点に立ち、多くの国民が広く利用できるよう、署名検証者等の範囲の拡大、手続の一層の合理化等を推進すること。

二、地方公共団体の認証業務を行うに当たっては、情報の流出、改ざん、不正使用等が行われないよう、個人情報管理の徹底、セキュリティー対策の強化等を図ることにより、業務の信頼性・安全性が確保されるよう万全を期すること。

特に、ウイルスに感染したパーソナル・コンピュータから地方公共団体が保有する個人情報流出事例が頻発していることにかんがみ、地方公共団体において早急に、自ら対策を講ずるとともに、請負契約等に基づき地方公共団体が保有する個人情報を処理する者に対しても同様の対策の徹底を求めるよう適切な助言に努めること。

三、電子行政システムの構築について十分な検証を行い、今後の施策に反映させていくよう、その評価体制の整備に努めること。

四、個人情報保護について、その万全を期すため、地方公共団体の条例についても、個人情報保護法の趣旨を踏まえ適切な措置が講じられるよう助言に努めること。

五、住民基本台帳カードの利活用を図るに当たっては、プライバシー保護及び個人情報保護の重要性に十分配慮するよう努めること。

右決議する。

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）を、より自主性・自律性の高い業務・組織運営が確保される特定独立行政法人以外の独立行政法人、いわゆる非公務員型の独立行政法人とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構を独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人とする規定を削除する。

二、機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に対して職務上の秘密に対する保持義務を課する。

三、刑法その他の罰則の適用については、機構の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなす。

四、秘密保持義務に違反して、秘密を漏らし、又は盗用した者に対する罰則を設ける。

五、この法律は、平成18年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府及び独立行政法人情報通信研究機構は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、非公務員型の独立行政法人への移行に当たり、機構は、周波数標準値の設定、標準時の通報等の業務が停滞し、国民生活・社会経済に著しい支障を及ぼすことがないように万全な体制を整備すること。

二、政府は、機構の業務の評価を適切に行うとともに、機構は、情報通信技術の研究開発の国のセンター機能としての役割を果たし、国の政策と密接に連携すること。

三、機構は、独立行政法人通信総合研究所と認可法人通信・放送機構を統合し、発足した法人であることを踏まえ、統合による業務運営や管理部門等の合理化、効率化に一層努めること。

四、機構は、非公務員型の独立行政法人となることのメリットを生かし、内外から広く優秀な人材を集め、さらに研究開発を充実させ、情報通信分野の発展、国際競争力の強化に寄与すること。

五、機構は、業務の一層の効率化を図り、研究開発予算の費用対効果の最大化に努めること。

六、情報通信は国民の重要な社会基盤となっていることから、機構は、その公的な役割を認識し、研究開発を通じて、安心、安全で豊かな国民生活の実現に貢献すること。

右決議する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第2号）

【要旨】

本件は、放送法第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成18年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

事業収入は2年連続の減収となるものの、経費削減等により、一般勘定の事業収入、事業支出とも、6,217億円の収支均衡予算となっている。そのうち、受信料収入は5,940億円となっており、前年度予算に比べ538億円の減収となっている。

二、事業計画

平成18年度は、改革・新生に向けた3か年計画の初年度として、NHKだからできる放送に全力を注ぐこと、放送のデジタル化の推進と新たな放送サービスの開発、受信料の公平負担と収入の確保・回復、視聴者との結び付きの強化、信頼される公共放送のための経営の改革、組織や業務の大幅な改革と職員の削減等に重点を置いている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額6,517億円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額6,550億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、受信料未収世帯等の割合が3割に達すること等により受信料収入が大幅に減少したのは公平負担等の観点からみて、誠に遺憾であるが、一連の不祥事に係る国民・視聴者の信頼回復と受信料収入の回復に向けた取組を進める途上であり、また、受信料収入が大幅に落ち込む中、放送サービスの充実やデジタル化投資に予算を重点配分しつつ、経費削減により、収支均衡予算を維持しており、収支予算等は、やむを得ない内容と認める旨の意見が付されている。

【附帯決議】

日本放送協会平成18年度収支予算は、一連の不祥事を契機とした受信料の不払い・保留の増大により、2年連続の大幅な減収となっている。協会の経営基盤は、受信料制度の上になり立っており、国民・視聴者の不信感をぬぐえないまま、受信料不払い・保留等が続けば、協会の存立、公共放送の根幹をも揺るがしかねない。協会及び政府は、かかる事態を重く受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めること。

一、協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、会長を先頭に組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に取り組み、国民・視聴者の信頼回復に最善を尽くすこと。

また、事業の効率的な執行、経費の削減及び透明性の確保に努めるとともに、公金意

識の徹底、高い倫理観の確立に努めること。

二、受信料の不払い・保留や未契約など受信料を負担していない未収世帯等の割合が全体の3割に達する状況にかんがみ、政府及び協会は、受信料の公平負担に向けて、国民・視聴者の理解が得られるよう抜本的な対策を早急に講じること。

三、経営委員会は、信頼される公共放送の構築に向け、執行部から独立した協会の最高意思決定機関として、国民・視聴者の信頼確保の視点に立って、執行部に対する目標管理・業績評価等を適切に行うとともに、その機能を十分発揮するため、更なる改革に取り組むこと。

四、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。

五、現在、政府において、協会の保有チャンネル数、業務範囲、財源の在り方等について検討が行われていることから、協会においてもこれらの課題について早急に検討を行い、協会としての考えを国民・視聴者に提示し、国民的論議に資するよう努めること。

六、協会は、子会社等の業務内容等について、徹底的な見直しを行い、その統廃合等を含め一層の合理化・効率化を進めるとともに、子会社等との取引については、原則として競争契約とするなど適正性、透明性の向上を図ること。

七、国際放送の充実強化については、在留邦人への情報提供、海外における我が国に対する理解の促進手段として、重要性が高まっていることから、運営主体、運営に関する財源問題も含め、その在り方について早急に検討を行うこと。

八、高齢者、障害者にかかわるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

九、協会の保有する放送番組等については、国民・視聴者の貴重な財産であることにかんがみ、適正なコンテンツ市場の育成の観点から、一層の利活用を行うこと。

右決議する。

(NHK決算)

日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成16年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成16年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,263億円に対し負債総額2,687億円、資本総額4,576億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、経常事業収入が6,854億円、経常事業支出が6,676億円で経常当期事業収支は178億円の黒字となっている。

(4) 委員会決議

—— 地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議 ——

政府は、地方分権の推進に関する国会決議等を十分踏まえ、地域主権型社会にふさわしい税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方分権改革の推進は、地域の実情や住民のニーズに適った個性的で多様な行政の展開に資するとの観点から、地方税財政改革を平成19年度以降確実に実現することにより、地方公共団体の歳入・歳出両面にわたる自由度を一層高め、権限と責任を大幅に拡充するための具体的方針を早急に策定すること。

また、具体的方針の策定に当たっては、国と地方の信頼関係の維持に一層の配慮を行いつつ、地方の参画を拡充するとともに、地方の総意を真摯に受け止め、地域の実情を十分反映したものとなるよう、特段の努力を行うこと。

二、国庫補助負担金の廃止・縮減については、役割分担に応じた財源負担の原則に基づき、単なる地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性拡大に結びつく積極的改革に取り組むとともに、必要な一般財源の確保を図ること。

三、地方交付税については、地方公共団体の自助努力による効率化も促しつつ、地方歳出の見直しを進めるとともに、財源保障機能及び財源調整機能を堅持しつつ、平成19年度以降も引き続き地方公共団体の財政運営に必要な所要額の安定的・持続的確保を図ること。

また、税源移譲に伴う地方公共団体間の財政力格差について万全の措置を講ずるとともに、財源の中長期的な安定確保を図るための抜本的な方策を検討すること。

四、巨額の借入金残高が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保しつつ、地方財政の健全化を進めること。なお、累積する臨時財政対策債の元利償還については、万全の措置を講ずること。

五、地方六団体が廃止を求めている国直轄事業に係る地方負担金は、今なお年額1兆円余に上っている。事業・積算内容の公開、事前協議のルール化をすべきは当然であるが、廃止の方向に向け、当面縮小に努めること。

右決議する。

—— 独立行政法人の組織・業務の見直しに関する決議 ——

政府及び独立行政法人は次の事項について配慮すべきである。

一、独立行政法人については、行政改革推進の観点から、絶えず見直しを図り、事業の効率化、不要な事業の廃止、組織の統合等を推進するとともに、国民生活の安定と社会経済の健全な発展の観点から必要とされる事業については、重点的に充実・強化を図るこ

と。

- 二、役職員については、かかる見直しを進める中であって、役職員総数の純減合理化を徹底するよう特に意を用いるとともに、各府省からの再就職について厳しく見直しを進めること。
 - 三、運営費交付金等の国からの支出については、事業、組織の見直しと合わせて、個別具体的な検証を行い、経費の節減合理化を徹底するとともに、必要な経費については確実に措置すること。
 - 四、財務面においては、法人事業の運営の合理化と透明性の向上の観点から、会計区分の見直し、一般競争入札の下限額の国に準じた見直しを検討するとともに、法人が保有する現預金、有価証券、土地建物等の資産について法人の業務運営上引き続き保有する必要性があるか常時点検し、必要性が乏しいものについては国庫に納付する等適切な処理に努めること。
 - 五、独立行政法人の情報公開については、その組織及び運営の状況を積極的に公表すること等を通じて、法人の諸活動を国民に説明する責務が全うされるよう努めること。
 - 六、独立行政法人の非公務員化が進んでいることを踏まえ、独立行政法人制度の意義及び在り方について検討を行うこと。
- 右決議する。

—— 日本放送協会の再生・改革に関する決議 ——

日本放送協会は、国民・視聴者の信頼の回復に向け、NHK新生プラン等により、改革への道を歩み出しているが、国民・視聴者の不信感、いまだ解消されたとはいえず、更なる再生・改革への努力が必要である。

参議院総務委員会は、一連の不祥事発生以降、NHK予算等の審議に際し、会長を先頭に組織をあげて、信頼回復へ向けてあらゆる方策に取り組むことを求める決議を再三にわたり行っているが、ここに改めて、公共放送としての使命を全うできるよう、協会及び政府に対し、次の事項についてその実現を求めるものである。

- 一、協会は、会長を先頭に全役職員、組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に取り組むとともに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。
- 二、協会のガバナンスの強化のため、経営委員会は執行部から独立した最高意思決定機関として、国民・視聴者の信頼確保の視点に立って、執行部に対する目標管理・業績評価等を適切に行うとともに、体制の充実に積極的に取り組むこと。
- 三、公共放送と民間放送の二元体制が、放送の多様性・多元性を確保し、番組の質的向上に寄与してきた現状にかんがみ、公共放送の維持運営のため、国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料制度の枠組みを維持し、我が国の放送文化が発展していくよう努めること。
- 四、協会は、公共放送を守るための特殊な負担金としての受信料の意義について、理解の

向上に努め、契約率と収納率を高めていくことにあらゆる努力を講ずるべきである。あわせて、受信料制度について、公平負担の観点から国民・視聴者の理解が得られるよう、抜本的な対策の検討を進めること。

五、協会の保有するチャンネル数については、その削減も含めて様々な議論がなされているが、それぞれのチャンネルの特性と、総体としてのサービスが国民・視聴者の期待や社会の要請にこたえているかについて、十分な論議と検証を行った上で総合的な判断を行うべきである。また、番組については、公共放送としての役割から、娯楽、スポーツも含めた多様で良質な番組からなる総合的な編成を維持していくべきである。

六、国際放送については、在留邦人への情報提供、海外における我が国に対する理解促進の手段として、その充実強化に積極的に取り組むこととし、運営主体、運営に要する財源の在り方について、早急に検討を進めること。

七、放送と通信の連携したサービスとして、インターネットを通じて協会の保有する放送番組等の積極的な利活用を図る観点から、その制約について見直しを進めるとともに、経費負担の在り方について、早急に結論を得るよう努めること。

右決議する。